

第4章

計画の推進

## 計画の推進

- 男女共同参画社会の形成に向けて、この計画を着実に推進していくためには、行政の積極的な取組みはもとより、市民や事業所の主体的な参画や自主的な取組みが不可欠です。
- 「男女共同参画都市宣言」を踏まえながら、この計画に盛り込まれた施策・事業の実効性を確保し、目的を達成するため、より一層、推進体制や仕組みを整備し、充実していく必要があります。
- このようなことから、市民や事業所と行政の協働のもと、男女共同参画の推進を支える体制づくりを行い、効果的に機能させる中で、プランに基づいて施策・事業を総合的、計画的に推進していきます。

### 1 男女共同参画推進本部の機能の充実

本市男女共同参画推進本部において、男女共同参画の視点から組織、機能の充実を図りながら、この計画に基づき、全庁的な連携・調整を行う中で、男女共同参画施策を総合的、計画的に推進します。

また、施策の推進状況を定期的に把握するとともに全庁的な連携の強化を図り、本市のあらゆる施策が男女共同参画の視点に立った施策として実施していけるよう職員の意識啓発を図ります。

### 2 男女共同参画に関する審議会（仮称）の設置の検討

本市の男女共同参画の推進に関する基本的かつ総合的な施策および重要事項について、市長に意見を述べるための審議会の設置を検討します。

また、「男女共同参画に関する審議会」（仮称）については、公募委員も含めた組織とし、本計画の進捗状況を報告し、意見・助言等を受け、計画の評価および進行管理を行います。

### 3 推進状況の進行管理

計画の進捗状況を把握し、進行管理を行います。また、男女共同参画の視点に立った計画の推進状況の評価について研究するとともに、「たかまつ男女共同参画白書」などによる情報公開を進めます。

### 4 拠点施設の機能充実

男女共同参画の啓発・活動拠点であり市民の交流拠点である「男女共同参画センター（愛称：サンフリー高松）」の機能充実を図り、市民の主体的参画を進めます。

また、男女共同参画を進める市民団体とのネットワークづくりを図ります。

## 5 男女共同参画に関する条例の調査・研究

男女共同参画社会の形成を促進するための条例について、調査・研究を行います。

## 6 市民・市民団体・事業所との協働

計画の効果的な推進を図るため、市民はもとより、市民団体・事業所との相互理解を深め、適切な役割分担のもと、協働による取組みを進めます。

## 7 関係機関・市民団体・事業所などとの連携

計画の効果的な推進を図るため、国や県などの関係機関を始め、様々な分野で活躍している市民団体や事業所との連携を図ります。

## 8 計画の周知・広報

この計画について、市民や事業所に分かりやすい形で、周知・広報を行います。

## 9 男女共同参画社会のイメージ

男女共同参画社会は、一人一人が自らの意思で性別にとらわれず多様な生き方が選択できる社会です。そのためには、すべての市民の人権が尊重され、家庭、地域、職場、教育の場等において、あらゆる男女差別をなくすことが必要です。男女共同参画社会のイメージは次のようなものです。

家庭では

- ・家事、子育て、介護等は、男性も女性も共にかかわり、家族みんなで協力して行い、それぞれが喜びや責任を分かち合って生活しています。
- ・一人一人が家族の一員として大切にされ、お互いの人格を尊重しています。
- ・男女にこだわることなく、それぞれの「自分らしさ」を尊重し、自立心を育むとともに、お互いに協力し合います。

地域では

- ・豊かで住みやすい地域づくりに向け、子育て中の男女や高齢者世帯などだれもが地域の一員として、活発にコミュニティ活動やボランティア活動を行っています。
- ・社会通念や慣習にこだわることなく、地域に住む人一人一人の考え方や行動が尊重されるとともに、お互いに助け合います。
- ・男女が対等なパートナーとして企画や方針決定にかかわり、地域づくりに貢献しています。

職場では

- ・男女がそれぞれ個性と能力を十分発揮し、いきいきと働いています。
- ・仕事と家庭生活や地域活動とのバランスを取りながら、男女が共にゆとりと充実感をもって安心して働き続けています。

- ・様々な職域や役職などにおいて男女が対等に参画し、偏りなく働いています。
- ・セクシュアル・ハラスメント防止対策等が整備され、男女の人権が尊重されています。

学校では

- ・子ども一人一人の個性が尊重され、お互いに認め合い、協力し合う中で、個々の成長が育まれています。
- ・幼少期から男女の平等や人権を尊重する心が育まれています。
- ・生涯にわたって学び、働き、生活する基礎を身につけます。
- ・男女にこだわることなく、それぞれの個性と能力に応じて自らの生き方を考えることができる進路指導が行われています。

社会全体では

- ・男女共に健康づくりが大切にされ、ライフステージに応じた健康管理への配慮がなされています。
- ・子どもにかかわるすべての人が、子ども一人一人の個性と能力を大切にし、自立心を育んでいます。
- ・社会全体で子育て支援が行われており、子育て中の家庭が多様なサービスを活用しながらゆとりを持って子育てをしています。
- ・高齢者が必要に応じて、多様な介護サービスを活用し、家族と地域コミュニティの協力を得て、豊かな気持ちで生活しています。
- ・高齢者や障害者が一人暮らしになっても、地域コミュニティの中で安心して暮らしています。





## 資 料 編

- たかまつ男女共同参画プラン<改訂版 原案>についての報告 …… 9 3
- たかまつ男女共同参画プラン策定委員会委員名簿 …………… 1 0 4
- たかまつ男女共同参画プラン策定委員会の会議等開催経過 …… 1 0 5
- キーワード・用語解説 …………… 1 0 6

## たかまつ男女共同参画プラン<改訂版 原案>についての報告

平成19年1月31日

高松市長 増田 昌三 殿

たかまつ男女共同参画プラン策定委員会

会長 時岡 晴美

たかまつ男女共同参画プラン<改訂版 原案>について（報告）

当策定委員会は、高松市における男女共同参画推進に関する施策の基本方針となる、「たかまつ男女共同参画プラン（改訂版）」の原案について調査・検討し、市長に報告するため、昨年1月に設置されました。

当策定委員会では、できる限り幅広い意見を踏まえて計画に反映するため、市民生活実態調査をはじめ、事業所実態調査、市民との意見交換会や意見募集などを実施する中で、延べ10回の全体会と13回のグループ会議を開催して検討・協議を重ねた結果、別添のとおり「たかまつ男女共同参画プラン<改訂版 原案>」を取りまとめました。

今日の少子高齢化の進展や人々の価値観やライフスタイルの多様化が進む中で、団塊世代の定年対策・弱者に対する暴力の根絶、育児・介護への男性の参加促進を図り、21世紀を豊かで活力あるものとするには、男女共同参画の視点が不可欠であると考えます。

このような中で、これまでの「たかまつ男女共同参画プラン（平成14年3月策定）」の成果を引き継ぎながら、今後実施する男女共同参画の推進に関する施策の基本方針を明らかにし、計画的に取り組むを進めていくことは大変重要なことです。

高松市において、本報告を踏まえたプランの検討を通して、男女が社会の対等な構成員として、自らの意思によって、あらゆる分野に参画する機会が確保される男女共同参画社会の実現に向け、実効性のある積極的な施策が推進されることを期待します。

## 報告に当たって

### <現行計画の推進状況と成果の取りまとめ>

プラン改訂版の原案の中で、現行のたかまつ男女共同参画プランの推進状況と成果をまとめました。

現行計画の推進については、ジェンダー・フリーに関する講座・セミナーの参加者が大幅な増加となったこと、乳児・延長保育等の実施保育所の増加による保育事業の充実、託児室等を備えた市施設の充実による利用者増、老人介護支援センターの充実、人権尊重の視点に立った表現の改善など、様々な施策・事業の推進についての努力も評価できます。

しかしながら、市民生活の様々な場において、男女平等になったという意識が定着している状況には至っておりません。

男女共同参画社会の構築に向けて、現行計画がこれまでに寄与してきたことは評価できるものの、課題は未だ多く残されています。これらに対する取組みや対応が必要となっています。

### 【個人の人権が尊重され、男女平等な社会】

#### <男女平等の意識改革>

- 男女共同参画推進の拠点施設の「女性センター（愛称：サンフリー高松）」に平成18年4月から指定管理者制度を導入するとともに「男女共同参画センター（愛称：サンフリー高松）」と名称変更し、施設管理も含め市民団体へ委託し、市民と行政の協働で事業運営を実施
- ジェンダー・フリーたかまつ市民会議（平成17年4月名称変更：男女共同参画たかまつ市民会議）を設置し、市の男女共同参画を推進するとともにたかまつ男女共同参画プランの推進状況を点検（平成14年度～平成17年度）
- たかまつ男女共同参画白書（データ・事例集）を発行し、教材・資料として活用（平成14年度、16年度）
- 「男女共同参画を広める紙芝居」活用とCDを作成し、コミュニティセンター等での啓発（平成16年度）
- 男女共同参画に関する調査・研究（平成13年度～平成16年度、平成18年度）
- 広報・刊行物表現チェックガイドの作成（平成14年度）
- 市職員の旧姓使用制度の導入（平成15年1月）
- 行政相談（男女共同参画）を開始（平成16年1月）
- 「メルマガもっと高松」の配信（平成15年3月）
- HPのユニバーサル化（平成17年度）
- 男女共同参画を進めるための啓発誌や情報誌を定期的に発行

## ▼数値比較による推進状況

項目	年度	数値	年度	数値
「男は仕事、女は家庭」という考え方に同感する市民意識の割合	13年調査	13.6%	18年調査	16.9%
男女共同参画センター（愛称：サンフリー高松）の利用者数	12	50,034人	17	48,602人
男女共同参画センター（愛称：サンフリー高松）のホームページへのアクセス	12	22,138件	17	30,855件
男女共同参画センター（愛称：サンフリー高松）収蔵の図書・ビデオ	12	2,076冊・本	17	2,169冊・本
女性を対象とする相談件数（女性こころの相談、女性相談）	12	1,143件	17	1,637件

\*1

\*1 生涯学習センター“まなびCAN（かん）”（平成14年5月）開館などにより、一時減少しましたが、現在は回復傾向にあります。

## ＜男女平等教育・学習＞

- 幼児・児童・生徒一人一人の個性・能力が十分発揮され、主体的に判断・行動できる子どもを育てていく学校教育を推進
- 全ての幼稚園，小・中学校および高松第一高等学校で年度当初提出の幼児・児童・生徒名簿は男女混合
- 男女共同参画センター（愛称：サンフリー高松）における校外学習として，ジェンダー学習を実施し，男女平等教育を推進（平成14年度 中学校3校，平成15年度 中学校2校，平成16年度 小学校1校 中学校1校）
- 生涯学習の活動拠点として「生涯学習センター“まなびCAN（かん）”」開館（平成14年5月）
- 出前セミナー（講師派遣事業）の実施
- テレビ家庭教育セミナーの実施（平成15年度）
- のびのび子どもプラザモデル事業の実施（平成16年度～平成18年度）
- 市民企画講座を開催（平成13年度）
- 参画・自立をめざして主体的に活動できる人材を育成するため，男女共同参画実践セミナー（平成14年度），男女共同参画エンパワーメントセミナー（平成15年度）を開催
- 男性の生き方を問い直す講座を開催（平成17年度）
- リーダー養成のための公募市民の女性国内研修派遣（平成15年度，平成16年度）
- 人材・イベント・施設情報などの各種学習情報提供や施設予約などの機能を持つ生涯学習情報システムを稼動（平成13年度）
- 女性人材データを作成（平成14年度）

## ▼数値比較による推進状況

項目	年度	数値	年度	数値
男女共同参画プロデュースセミナー受講者数	13	累計延べ950人	17	累計延べ1,357人

## &lt;女性の人権・健康&gt;

- 女性からだの相談，人権相談を実施
- 市役所におけるセクシュアル・ハラスメント防止に関する基本指針の策定や相談窓口の設置（窓口の設置 平成13年3月）
- 行政相談所（男女共同参画担当）の開設（平成16年1月）
- 女性専門外来を開設（平成16年8月）
- 申請書の性別欄削除（42種類）（平成17年8月）
- マタニティバッジの配布による啓発（平成18年5月）
- セクシュアル・ハラスメントやドメスティック・バイオレンスについて，広報たかまつ特集記事を掲載し啓発

## ▼数値比較による推進状況

項目	年度	数値	年度	数値
基本健康診査の受診率	12	44.1%	17	47.0%
訪問指導（妊産婦）	12	686人	17	1,286人
健康教育（妊産婦）	12	1,741人	17	2,272人

## 【男女が対等に参画し，責任を担う社会】

## &lt;雇用の場の男女平等と職業能力開発&gt;

- 「中小企業者のためのガイドブック」を作成し，男女雇用機会均等法などに沿った雇用管理の啓発
- 「たかまつ労政だより」に男女の雇用に関する関連記事を掲載し，啓発と情報提供
- 学校教育において，自らの生き方を考え，主体的に進路を選択できるよう進路指導に努めるとともに，職業体験学習を実施
- 女性職業相談（平成7年度～平成15年9月），働く人の相談を開催（平成12年度～平成17年度）。
- 再就職を目指す中高年を対象にパソコン講習会の実施（平成13年度～平成15年度）
- 育児や介護で離職後の再就職のためのセミナーなどを実施（平成15年度～平成17年度）

## ▼数値比較による推進状況

項目	年度	数値	年度	数値
改正男女雇用機会均等法の施行に伴い、従業員の募集・採用を男女不問にしている事業所の割合（事業所実態調査結果）	13年調査	43.1%	18年調査	60.7%
過去2年間に労働時間の短縮を実施した事業所の割合（事業所実態調査結果）	13年調査	38.5%	18年調査	23.0%
女性はこどもができて職業を続ける方がよいと思う市民意識の割合	13年調査	27.9%	18年調査	24.8%

## &lt;子育て・介護等&gt;

- 育児相談・指導や子育て情報の提供、子育てサークルの育成・支援を行う地域子育て支援センター事業など、地域の子育て支援の実施
- 子育てハンドブックを作成するなど、子育てを支援するための情報提供
- 健やかな子育てを支援するため、赤ちゃん学級、すくすく学級、親子ふれあい教室を実施
- 病後時保育事業の実施（平成13年度）
- はぐくみ学級の実施（平成14年度）
- 日曜子育てひろばの実施（平成15年度）
- 保育所における小学校低学年児童を対象とした学童保育の実施
- 保育所において、中・高校生を対象とする保育体験事業の実施
- 「託児ボランティア養成講座」（平成13年度、平成17年度）「託児ボランティア・フォローアップ講座」の開催（平成16年度）
- 民間児童館の整備促進・運営助成（平成14年度）
- 児童館管理運営（合併による：平成17年度）
- 子どもわくわく体験活動支援事業を実施（平成17年度）
- 仕事と子育ての両立支援を図るため職場環境の整備に積極的に取り組んでいる中小企業の表彰（平成18年度）
- 介護方法や介護予防などについて学ぶ家族介護教室を老人介護支援センターにおいて実施

## ▼数値比較による推進状況

項目	年度	数値	年度	数値
乳児保育	13	41か所	17	61か所（合併14か所）
延長保育		28か所		52か所（合併14か所）
一時保育		20か所		28か所（合併8か所）
留守家庭児童会	13	26か所	17	32か所（合併1か所）
学童保育	13	7か所	17	8か所（合併2か所）
中・高校生を対象とした保育体験事業	13	11か所	17	16か所

女性センター託児利用者（子どもの人数）	13	630人	17	1,464人
老人介護支援センター	13	16か所	17	29か所（合併6か所）

### 【多様な生き方が選択でき自己決定のできる社会】

<政策・方針決定の場への女性の参画>

- 「高松市における審議会等委員への女性の登用推進要綱」を平成8年4月に制定。  
女性の登用率を平成13年度までに20%以上、また、新たに設置する審議会等については30%以上を目標とし、平成14年4月1日に要綱改正し、平成18年度までに35%以上として取組みを推進（平成17年度の審議会等の女性委員の割合28.5%）
- 「高松市附属機関等の会議の公開および委員の公募に関する指針」を策定し、会議の公開や公募委員の導入を推進（平成13年度）
- 政策決定の場への参画やエンパワーメントのため、「女性政策塾」を開催（平成14年度、平成16年度）
- 「高松市女性センター政策提言研究会」が女性センター事業および施設管理等について、民営化等の計画・方向性・課題などを提言（平成16年度）

#### ▼数値比較による推進状況

項目	年度	数値	年度	数値
審議会等の女性委員の割合	12	23.1%	17	28.5%
女性のいない審議会等の割合	12	26.0%	17	16.8%

<地域活動・ボランティア活動・国際交流活動>

- コミュニティセンター等の日曜開館を実施（平成13年度）
- ボランティア・市民活動センターを開設（平成13年1月）
- NPOと行政の協働を進めるための指針を策定（平成15年11月）
- 託児ボランティア養成講座（平成13年度、平成17年度）、託児ボランティア・フォローアップ講座（平成16年度）を実施

#### ▼数値比較による推進状況

項目	年度	数値	年度	数値
コミュニティセンター等の日曜開館	13	41館（全館）	18	53館（合併12公民館を含む）

### ＜プランの基本的考え方＞

本プランでは、現行プランに引き続き、すべての人の基本的人権が守られ、女性も男性も、家庭や職場、地域社会の中で、自分らしく生きることのできるような社会システムへの転換、それを可能とする男女共同参画社会の実現を高松市が、めざすことを基本理念としています。

基本理念：「だれもがいきいきと自分らしく生きる男女共同参画社会の実現」

サブタイトル（キャッチフレーズ）を「認めあい、共に輝く男女共同参画社会の実現」とし、プランのダイジェスト版パンフレット等で啓発時に使用してください。

そして、このような理念のもとに、現行プラン同様、21世紀のあるべき社会として、「個人の人権が尊重される男女平等な社会」「男女が対等に参画し責任を担う社会」「多様な生き方が選択でき自己決定のできる社会」の3つの姿を描き、それを実現するための5つの基本目標を掲げています。

#### ①男女共同参画の意識づくり

固定的な性別役割分担意識は、家庭・地域・職場・学校などの様々な分野で根強く残っており、こうした意識の解消に向け、社会的性別（ジェンダー）に敏感な意識の定着をめざします。

#### ②あらゆる分野への男女共同参画の促進

政策・方針決定への参画などにおいて、男女の意見がバランスよく反映されているとは言いがたい状況にあることなどから、社会の構成員である女性と男性が対等なパートナーとして、自らの意思により社会のあらゆる分野に参画できる環境づくりを進めます。

#### ③男女が共にいきいきと働き続ける環境づくり

出産・子育て・介護などの事情によって就業したくてもできない女性が多いことや、就労の場における実質的な男女平等が確保されていない状況などから、働きやすい条件が整備され、働く意思を持つ人が働き続けることのできる社会に向けた環境づくりを進めます。

#### ④男女が共に自立し、豊かで安心できる生活づくり

少子高齢化の進展、家族形態や地域コミュニティの変化は、個人の自立の必要性を促しており、男女がパートナーとして互いに自立を支え合い、豊かで安心して暮らすことのできる生活の実現を支援します。

#### ⑤男女の人権が尊重される社会づくり

ドメスティック・バイオレンスやセクシュアル・ハラスメント、パワー・ハラスメントなど人権侵害が社会問題となっており、男女がお互いの人権を尊重し合い、安心して自由に生きることのできる社会づくりを進めます。

### ＜プランの名称＞

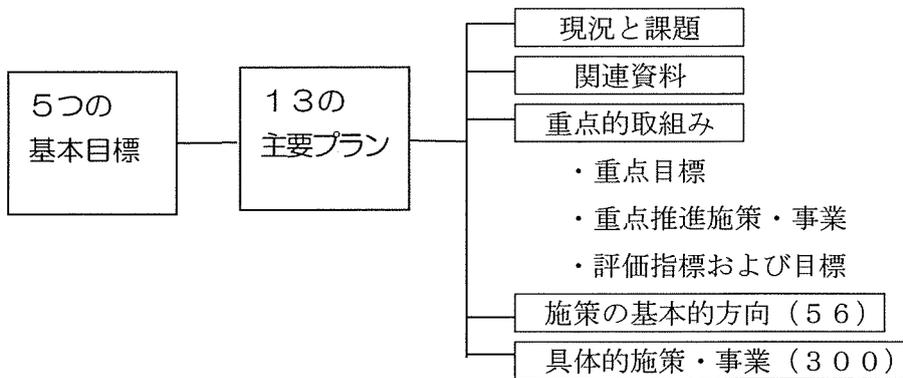
「たかまつ男女共同参画プラン」策定から5年が経過し、社会状況の変化等によりプランの策定をするもので、男女共同参画社会の実現をより一層の推進するため、現行プランを見直したことにより、その名称を「たかまつ男女共同参画プラン（改訂版）」としています。

<プランの期間>

「たかまつ男女共同参画プラン」の計画期間を平成14（2002）年度から平成18（2006）年度までの5年間としていることを踏まえて、本プランは平成19（2007）年度から平成23（2011）年度までの5年間としています。

<プランの構成>

前述の5つの「基本目標」のもとに13の「主要プラン」を体系化し、主要プランごとに「現況と課題」と「関連資料」、今計画期間で特に力をいれるべき取組みとしての「重点的取組み」、「施策の基本的方向」「具体的施策・事業」の構成としており、56の「施策の基本的方向」および300の「具体的施策・事業」を掲げています。



<プランの特徴>

○国の男女共同参画基本計画等を受けての取組み

プランの改訂に当たって、今後、新たな取組みを必要とする分野（科学技術、防災（災害復旧を含む）、地域おこし・まちづくり・観光、環境）における男女共同参画を推進するため、女性研究者の採用等拡大、育児等との両立支援・男女のニーズの違いを考慮した防災対策・女性が参画した地域づくりの優良事例の普及・環境保全分野での女性の参画の拡大等を受けて、本プランでは、防災分野・災害分野における女性の参画拡大と、防災の現場・防犯の分野における男女共同参画をめざすこととしています。

○男女共同参画の視点の導入

私たちの社会では、社会的性別（ジェンダー）へのとらわれが根強く残っています。さらに社会的性別（ジェンダー）は男女の関係が上一下、主一従、優位一劣位、中心一周辺に、固定化されるという問題を含んでいることから、あらゆる分野において、すべての施策について男女共同参画の視点からとらえることとしております。

○男女は対等なパートナーという視点の拡大

自分たちが住んでいるまちを、より住みよくしていくためには、市民の意見を行政に反映させていくことが必要です。しかし、反映の仕組みとして各種審議会等の委員は男性に比べ女性の割合が少ないのが現状です。

今後とも、男女がその個性と能力を十分に発揮し、男女共同参画社会の実現をめざしていくことが重要な課題としてとらえることとしています。

## ○目的の明確化

必要な項目等を焦点に重点的に取り組めるよう、目的を明確化した計画、各論重視の視点に立ったプランとしており、後述の重点的取組みの設定や指標の目標値を掲げるとともに、プランに基づく具体的施策・事業についても、できる限り対象の明記や内容の例示などにより、より具体的な計画としています。

## ○重点的取組みの設定

プランの構成は、課題を中心に体系化された計画となっており、課題ごとに何が重要な目標かが明らかになるよう、計画期間中に重点的に取り組む施策を明確にした「重点的取組み」と今回は計画にかかわる担当課も機構順に掲げています。

## ○計画の目標数値等の設定

計画の実効性を確保し、推進状況・成果を客観的に評価できるよう、現時点で可能な範囲で、極力数値化したものを計画期間中の目標として掲げています。

ただし、数値化が難しいものについては文言で表記しています。なお、調査ができていないため、数値化できていないものについては、今後調査を行うよう要望しています。また、前回調査より現状数値が変化なしまたは下がっているものはこれを明記しており（↓）、更に努力が必要です。

「男女共同参画センターの図書・ビデオ・資料収集：図書2500冊、ビデオ・DVD・110本（・枚）」「国際交流ボランティア登録者数：1.2倍以上」「延長保育：60か所」「地域子育て支援センター事業：17か所」「シルバー人材センター会員数：2倍以上」「男女共同参画週間における啓発事業の参加者数：10%増」など70項目の目標を掲げています。

## ○新しい要素のある施策・事業の主なもの

## 【男女共同参画の意識づくり】

## &lt;意識改革&gt;

- ・男女共同参画に関する審議会(仮称)の設置の検討
- ・男女共同参画に関するライブラリーの充実（図書・ビデオ，DVD・資料等の収集，貸出しなど）
- ・女性団体，男女共同参画をめざす団体の育成支援

## 【あらゆる分野への男女共同参画の促進】

## &lt;政策・方針決定への女性の参画拡大&gt;

- ・農林漁業の分野における女性の政策・方針決定への参画拡大
- ・「農山漁村女性の日」の活動等を通じて，男女共同参画社会の形成に向けた意識啓発
- ・防災分野における女性の参画拡大
- ・災害分野での固定的な性別役割分担意識を見直すとともに，防災に関する政策・方針決定への女性の参画拡大
- ・防災の現場における男女共同参画
- ・防犯の分野における男女共同参画
- ・政策提言のできる女性の人材育成
- ・キャリアアップのための女性の研修・情報提供

＜地域活動・ボランティア活動＞

- ・地域おこし、まちづくり、観光活動における男女共同参画の啓発
- ・まちづくり等における各種団体への男女共同参画についての情報提供
- ・子育て中の女性や高齢者等かかわりが希薄となりがちの人々の参加しやすい事業の実施促進
- ・まちづくり等に関する情報提供
- ・男女共同参画に関する市民活動のネットワーク化の促進
- ・NPO等と行政の協働を推進するための指針を活用し、協働を推進

【男女が共にいきいきと働き続ける環境づくり】

＜子育て・介護等＞

- ・放課後子ども教室の導入の検討・実施
- ・ファミリー・サポートセンターの設置
- ・子育て支援中小企業の表彰
- ・母子家庭に対する就労支援
- ・父子家庭に対する家事等のサービスの情報提供
- ・自立支援として、母子家庭等就業・自立支援センター事業等の実施
- ・育児休業中の代替要員確保等の情報提供
- ・妊娠期支援制度の普及啓発

【男女が共に自立し、豊かで安心できる生活づくり】

＜家庭づくり・高齢者等自立支援＞

- ・消費者教育の推進・支援
- ・発達障害児等の相談・巡回指導の実施
- ・相談員等の育成および研修への参加促進
- ・育児セミナー等への男性の参加促進
- ・子ども虐待対応ネットワーク連携強化
- ・セカンドキャリアの支援
- ・高齢者の虐待防止
- ・高齢者虐待対応ネットワークの連携強化
- ・関係機関との連携強化
- ・相談員の研修等の実施

【男女の人権が尊重される社会づくり】

＜人権尊重・健康づくり＞

- ・売買春の防止対策の推進
- ・思春期や更年期等における相談の充実
- ・食生活に関する情報提供等食育の推進
- ・不妊治療に対する助成・相談
- ・不妊看護認定看護師による不妊の悩みや出産への不安を抱えるカップルへの相談等の充実

- ・健康に関する知識を普及啓発するための喫煙・飲酒対策を含む健康教育の実施
- ・職場や公共の場における受動喫煙防止対策の普及促進
- ・学校における適切な性教育の推進
- ・学校における喫煙防止教育の推進

#### <プラン推進に対する要望>

##### ○プランの市民，市職員への周知

プランをより理解しやすい形で，市民や職員に周知を図ってください。

また，「たかまつ男女共同参画プラン(改訂版)」をより分かりやすいものとするため，キーワードや，語句に用語解説を付けてください。

##### ○プランの評価手法の再検討

計画推進の評価手法等について再検討し，高松市における男女共同参画の推進状況を示し，プランの成果が実感できるようにしていくことが望まれます。

##### ○市役所が男女共同参画のモデル職場に

高松市の男女共同参画への取組みは，事業所や公的機関等の模範となるものと期待します。このため，自ら率先して実行し，男女共同参画社会にふさわしい職場づくりをより一層推進されることを望みます。

##### ○市民等の自主的取組みの促進

男女共同参画社会づくりは市民や事業所と行政が協働して推進し，行政が施策・事業を実施することに併せ，市民の自主的な取組みや行動が促進されるような市民参画のしくみづくりが望まれます。

##### ○社会情勢の変化への対応

社会情勢の変化・市民ニーズの動向を踏まえ，必要に応じ施策・事業の追加，見直し等の適切な対応を望みます。

#### <関係資料> (省略)

## たかまつ男女共同参画プラン策定委員会委員名簿

平成18年1月30日～平成19年1月31日

(50音順・敬称略。◎は会長，○は副会長。職業・所属等は委員就任時。)

委員氏名	職業・所属等	グループ会議	備考
穴吹 恵美	高松商工会議所女性会会長	第2	
香川 順三	公募(会社員)	第1	
香西 真	連合香川高松地区協議会幹事	第2	第2グループ 座長
末原 香里	公募(NPO 法人スタッフ)	第1	
◎ 時岡 晴美	香川大学教育学部教授	第3	
中島 裕子	高松青年会議所	第2	
仁賀 順子	キャリアアドバイザー	第1	第1グループ 座長
野田 法子	高松市男女共同参画センター登録団体 ネットワーク代表世話人 高松市婦人団体連絡協議会会長	第2	
堀 侃子	高松保育園副園長	第2	
松原 俊二	桜町中学校校長	第3	
○ 柳瀬 治夫	弁護士	第3	
山本 良子	香川県看護協会会長	第3	第3グループ 座長

## たかまつ男女共同参画プラン策定委員会の会議等開催経過

期 日	会 議 等	内 容
平成18年 2月6日	第1回全体会	◇プラン策定要領等について ◇たかまつ男女共同参画プランの推進状況等について
	委員意見提出	◇今後取り組むべき重要課題，プラン等について
3月23日	第2回全体会	◇アンケート調査について 市民意識，事業所，市民団体の各調査
4月17日	第3回全体会	◇アンケート調査票について 市民意識，事業所，市民団体の調査
5月12日	第4回全体会	◇アンケート調査票について 市民意識，事業所，市民団体の調査 ◇委員意見の整理結果について ◇グループ会議の構成について ・第1グループ（意識改革・参画拡大） ・第2グループ（生活・雇用） ・第3グループ（人権・健康）
5月17日～ 6月28日	アンケート調査	◇市民生活意識調査 5月17日～6月 2日 ◇事業所実態調査 5月21日～6月 8日 ◇市民団体調査 6月 8日～6月28日
5月26日～ 6月 5日	第1回グループ会議	◇グループ作業（課題の整理，基本的考え方の協議） ・第1（5/26）・第2（6/1）・第3（6/5）
7月 4日～ 7月10日	第2回グループ会議	◇グループ作業（課題の整理，基本的考え方の協議） ・第1（7/6）・第2（7/10）・第3（7/4）
8月 2日～ 8月 3日	第3回グループ会議	◇グループ作業（具体的施策の協議） ・第1（8/3）・第2（8/3）・第3（8/2）
8月31日～ 9月 2日	第4回グループ会議	◇グループ作業（具体的施策の協議） ・第1（9/2）・第2（8/31）・第3（8/26）
9月 7日	第5回グループ会議	◇グループ作業（具体的施策の協議） ・第2（9/7）
9月29日	第5回全体会	◇中間取りまとめについて
10月 4日	第6回全体会	◇グループ検討報告について
	委員意見提出	◇中間取りまとめについて
10月29日	第7回全体会	◇中間取りまとめについて
11月15日	中間取りまとめ公表	
11月15日～ 11月30日	中間取りまとめに対する意見募集	◇郵便，FAX，インターネットによる意見募集
11月19日	市民との意見交換会	◇中間取りまとめに対する意見交換会（第8回全体会）
12月26日	第9回全体会	◇中間取りまとめに対する意見の対応について
平成19年 1月18日	第10回全体会	◇プラン原案について（最終取りまとめ）
1月31日	市長へ報告	◇プラン原案を市長に報告

## キーワード・用語解説

### HIV／エイズ

HIV（ヒト免疫不全ウイルス）に感染してから、長い潜伏期間を経て発病するとエイズ（後天性免疫不全症候群）になります。エイズとは、生体の免疫機能が破壊されることによって起こる様々な病気の総称です。

### NPO

行政・企業とは別に社会活動をする民間の非営利団体のことです。男女共同参画を始め、福祉、まちづくり、環境など様々な分野で、利潤をあげることがを目的としない公益的活動を行っています。

### M字型曲線

我が国の女性の年齢階級別の労働力率をグラフ化すると、30歳代前半を谷とし、20歳代および40歳代が二つの山になる曲線を描いています。結婚、出産で退職し、育児後に再就職する女性が多いことを示しているもので、欧米ではM字型にはなっていません。就業を希望する人を加えて算出した「潜在的労働力率」をみると、M字のくぼみはほとんどなくなることから、結婚、出産、子育ての時期においても就業希望はあるものの、実際に就業できない女性が多いことが分かります。

### エンパワーメント

“力（パワー）をつけること”を意味します。個人が社会の一員としての自覚と能力を高め、政治、経済、家庭などのあらゆる分野で、自己決定や主体的に行動できる力を身につけること、また、そうした潜在的能力を開発していくことです。

### 家族経営協定

農業経営に参画する各世帯員が、その意欲と能力を十分に発揮できるようにするため、経営の方針や家族一人一人の役割、働きやすい環境づくりについて家族みんなの話し合いによる取り決めを文書にしたものです。

### シェルター

暴力などから逃れてきた女性のための一時避難所のことです。女性に対し、居住場所や食事などを提供し、様々な相談に応じるなど、女性に対する支援を行います。一般的にはシェルターとは、民間団体が運営するものを指すことが多いようです。

### 社会的性別（ジェンダー）

人間には生まれつきの生物学的性別（セックス／sex）があります。一方、社会通念や慣習の中には、社会によって作り上げられた「男性像」「女性像」があり、このような男性、女性の別を「社会的性別」（ジェンダー／gender）といいます。

「社会的性別」は、それ自体に良い、悪いの価値を含むものではなく、国際的にも使われています。

#### 社会的性別（ジェンダー）の視点

「社会的性別」が性差別、性別による固定的役割分担、偏見等に繋がっている場合もあり、これらが社会的に作られものであることを意識していこうとするものです。

#### 食育

平成17年7月15日に施行された食育基本法では、食に関する知識と選ぶ力を身に付け、生涯を通じて健康で安心な食生活をするための「食育」を推進しています。

#### ストーカー規制法等

正式には平成12年に施行された「ストーカー行為等の規制等に関する法律」のことであり、ストーカー行為等を処罰するなど必要な規制を行うこと、被害者に対する援助などを定めています。「ストーカー」とは、一方的に相手に恋愛感情や関心を抱き、執拗に相手をつけ回し、相手に迷惑や攻撃、被害を与える行為をする人のことです。

#### 性と生殖に関する健康・権利（リプロダクティブ・ヘルス/ライツ）

1994年にカイロで開催された国際人口・開発会議において提唱された概念です。ライフサイクルを通じて、個人、特に、妊娠・出産というしくみをからだに持つ女性の生涯にわたる健康の自己決定権を保障する考え方で、健康をすべての人々の基本的人権として位置づけるものです。中心課題として、いつ何人子どもを産むか産まないかを選ぶ自由、安全で満足のいく性関係、安全な妊娠・出産、子どもが健康に生まれ育つことなどが含まれています。

#### 性の商品化

女性の人格の中から、身体的・性的な側面だけを切り離し、商品化しようとする表現や態度をいいます。具体的には、女性の身体的側面のみが強調された映像やポスター、ポルノグラフィ、ミスコンテストなどが該当します。無意識のうちに女性を従属的な存在とみなしたり、女性への性暴力を容認する意識を生み出す一因となっています。

#### セクシュアル・ハラスメント

性的嫌がらせのことです。相手の意に反した性的な性質の言動を行い、それに対する対応によって仕事を遂行する上で、一定の不利益を与えたり、それを繰り返すことによって就業環境を著しく悪化させることをいいます。身体への不必要な接触、性的関係の強要、性的うわさの流布、衆目に触れる場所へのわいせつな写真の掲示など、様々な態様のものが含まれます。男女雇用機会均等法では、セクシュアル・ハラスメント防止を事業主の配慮義務としています。

#### 積極的改善措置（ポジティブ・アクション）

男女間の参画の機会の格差を改善するために、必要な範囲において、男女のいずれか

一方に対し、その機会を積極的に提供することをいい、男女共同参画社会基本法において規定されています。単に差別禁止だけでは平等の達成が難しいことから、一定の範囲で特別な機会を提供することなどにより、実質的な機会均等を実現することを目的とした暫定的な措置のことです。例えば、審議会における女性委員や職場における女性管理職の登用を計画的に進めていくことなどがその一つです。

### **SOHO** (ソーホー。Small Office Home Office)

企業に属さない個人企業家や自営業者などが、パソコンやインターネットなど情報通信技術を活用し、自宅や小規模な事務所で仕事をする就労形態をいいます。時間や場所にとらわれないビジネス展開が可能となります。

### **男女共同参画社会基本法**

平成11年に施行された法律で、男女共同参画社会の形成に関する基本理念として、①男女の人権の尊重 ②社会における制度または慣行についての配慮 ③政策等の立案および決定への共同参画 ④家庭生活における活動と他の活動の両立 ⑤国際的協調という5つの理念を定め、この理念にのっとり、国や地方公共団体は、男女共同参画社会の形成に関する施策を策定・実施すること、国民は男女共同参画社会の形成に努めることというそれぞれの責務を明らかにしています。

### **男女共同参画週間**

男女共同参画社会基本法の目的や基本理念の国民の理解を深め、様々な取組みが行われるよう気運の醸成を図るため、男女共同参画社会基本法の公布・施行日(平成11年6月23日)を踏まえて、6月23日から29日までの1週間を「男女共同参画週間」としています。国や地方公共団体、女性団体などの関係団体の協力のもと、各種行事や広報啓発活動を全国的に行っています。

### **男女共同参画センター(旧女性センター、愛称：サンフリー高松)**

高松市男女共同参画センターの愛称で、「サン」は讃岐のサン、太陽のサン、参画のサン、「フリー」はジェンダー・フリーを意味しています。男女共同参画センターが、讃岐の地で、太陽のように輝きながら、男女共同参画を進め、個人の人権が尊重され男女平等な社会でだれもが自由に自分らしく生きることのできる社会づくりの拠点となるようにという意味を込めたものです(この場合のジェンダー・フリーは、だれもが自由に自分らしく生きることのできるという意味です)。

### **男女雇用機会均等法**

正式には、「雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律」といい、法律の趣旨は、女性労働者が雇用の分野で男性と均等な機会を得、その意欲・能力に応じて均等な待遇を受けられるようにすることにあります。募集・採用から定年・退職・解雇に至るまでの雇用管理のすべての段階における女性に対する差別の禁止や、積極的改善措置(ポジティブ・アクション)の促進やセクシュアル・ハラスメント防止に関する事業主の配慮義務が規定されています。

**地域子育て支援センター**

専業主婦も含めた地域における子育て家庭に対し、育児に関する相談指導や子育てサークルへの育成・支援、地域の需要に応じた保育サービスの積極的実施・普及促進および地域の保育の情報提供などを保育所等の施設において実施しています。

**ドメスティック・バイオレンス**

夫や恋人など親しい人間関係にあるパートナーからの暴力のことをいい、DVと略されます。殴る、蹴るといった身体的暴力だけでなく、言葉による精神的、性的暴力などいろいろな形で身近に存在します。こうした暴力は個人的な問題として扱われていましたが、人権侵害として社会問題と認識されるようになり、平成13年4月に「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」が施行され、都道府県が「配偶者暴力相談支援センター」を設置することや裁判所が接近禁止命令や退去命令を発することができることなどが規定されました。

**農山漁村女性の日**

農山漁村における女性の能力の活用などをめざして、3月10日は「農山漁村女性の日」として、昭和63年に設置され、農山漁村女性の社会参画を促進し、地位向上を図ることを目的として行事が開催されています。また、農山漁村女性の3つの能力（知恵・技・経験）をトータル（10）に発揮して欲しいという関係者の願いも込められています。

**パワー・ハラスメント**

職場での上下関係・権利関係に利用する嫌がらせ・いじめなどをさす言葉で、職権などの力を背景にして、本来の業務の範疇を超えて、継続的に人権と尊厳を傷つける言動を行い、就業者の働く関係を悪化させ、あるいは雇用不安を与えることです。

**ファミリー・サポートセンター**

地域において育児・介護の援助を受けたい人で行いたい人が会員となり、育児・介護について助け合う会員組織で、地域の子育てと仕事や介護の両立支援を支援します。

**母性健康管理指導事項連絡カード**

事業主がその雇用する妊娠中や出産後の女性労働者に対して、母性健康管理上必要な措置を適切に講じることができるよう、医師等の指導事項の内容を事業主に的確に伝達し、講ずべき措置の内容を明確にするための連絡カードのことです。事業主は、この連絡カードの利用に努めるものとされています。

**メディア・リテラシー**

メディア（新聞、テレビ・ラジオ、雑誌、インターネットなど）の伝えている情報や表現を無批判で受動的に受け止めるだけではなく、主体的に読み解き、批判する能力や、自分たちの表現方法として、メディアを使って情報を自己発信する能力のことをいいます。この分野では、メディアにある様々な偏見や差別、男女の固定的な性別役割分担、

性の商品化，暴力肯定などに通じる隠れた表現・意図を見極める力の意味で使います。

#### **ユニバーサル・デザイン**

すべての人のためのデザイン（計画・構想・設計）という意味で，ものづくりやまちづくりを行っていく上で，初めから「年齢，性別，障害の有無にかかわらず，すべての人に配慮されたデザイン」を基本として取り組む考え方のことです。

## たかまつ男女共同参画プラン（改訂版）

だれもがいきいきと自分らしく生きる  
男女共同参画社会の実現をめざして

---

平成19（2007）年3月策定

発行：高松市

編集：高松市男女共同参画推進本部

（事務局：高松市市民部地域振興課男女共同・市民参画室）

〒760-8571 高松市番町一丁目8番15号

Tel (087)839-2275 Fax (087)839-2276

ホームページアドレス

<http://www.city.takamatsu.kagawa.jp>

この冊子は、再生紙（古紙配合率100%）を使用しています。